

議案第 72 号

熊取町と泉佐野市田尻町清掃施設組合とのし尿及び浄化槽汚泥処理の
事務の委託の変更及び廃止に関する協議について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第2項の規定により、熊取町と泉佐野市田尻町清掃施設組合とのし尿及び浄化槽汚泥処理の事務の委託を変更及び廃止することについて、同組合と協議するため、同法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 2 日提出

熊取町長 藤 原 敏 司

提案理由

泉佐野市田尻町清掃施設組合へ委託しているし尿及び浄化槽汚泥処理にかかる事務について、同組合（令和9年4月1日から泉州南清掃施設組合に名称変更予定）にその構成団体として加入するにあたり、委託事務の範囲を変更すること及び令和9年4月1日をもって委託事務を廃止することについて、規約案をもって同組合と協議するため、規約の一部を改正する規約案を提出するものです。

熊取町と泉佐野市田尻町清掃施設組合とのし尿及び浄化槽汚泥処理の事務の委託に関する規約を改正する等の規約

(熊取町と泉佐野市田尻町清掃施設組合とのし尿及び浄化槽汚泥処理の事務の委託に関する規約の一部改正)

第1条 熊取町と泉佐野市田尻町清掃施設組合とのし尿及び浄化槽汚泥処理の事務の委託に関する規約（令和3年4月1日施行）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前に掲げる規定を同表の改正後に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(委託事務の範囲) 第1条 熊取町は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の14第1項の規定により、し尿及び浄化槽汚泥の処理（収集、 <u>運搬及び泉佐野市田尻町清掃施設組合への加入に伴い必要となる準備行為を除く。</u> ）に関する事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を泉佐野市田尻町清掃施設組合に委託する。	(委託事務の範囲) 第1条 熊取町は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の14第1項の規定により、し尿及び浄化槽汚泥の処理（収集 <u>及び運搬</u> _____を除く。）に関する事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を泉佐野市田尻町清掃施設組合に委託する。

(熊取町と泉佐野市田尻町清掃施設組合とのし尿及び浄化槽汚泥処理の事務の委託に関する規約の廃止)

第2条 熊取町と泉佐野市田尻町清掃施設組合とのし尿及び浄化槽汚泥処理の事務の委託に関する規約は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和 年 月 日付け大阪府指令市行第 号にて泉佐野市田尻町清掃施設組合規約の変更許可のあった日

から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 第 2 条の規定による廃止前の熊取町と泉佐野市田尻町清掃施設組合とのし尿及び浄化槽汚泥処理の事務の委託に関する規約第 3 条の規定は、第 2 条の施行の日以降前年度の出納が閉鎖されるまでの間、なお従前の例による。